

滝川市地域防災計画新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1章 総則 (略) 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 自衛隊(陸上自衛隊第10普通科連隊) (略) 第2章 防災組織 第1節 滝川市防災会議 1 防災会議の組織</p> <div data-bbox="142 562 697 674" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所</div> <div data-bbox="142 716 697 827" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 滝川河川事務所</div> <div data-bbox="142 869 697 980" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林水産省北海道農政事務所 旭川地域拠点</div> <div data-bbox="142 1022 697 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚生労働省北海道労働局 滝川公共職業安定所</div> <div data-bbox="142 1173 697 1285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">陸上自衛隊第10普通科連隊長 兼滝川駐屯地司令</div> <div data-bbox="142 1327 697 1438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">滝川警察署長</div> <div data-bbox="142 1480 697 1591" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市教育委員会の部内の職員</div> <div data-bbox="142 1759 697 1871" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">北海道中央バス株式会社空知統轄事務所 業務係長</div> <p>(略) 第2節 災害対策本部</p>	<p>第1章 総則 (略) 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 自衛隊(<u>陸上自衛隊第10即応機動連隊連隊</u>) (略) 第2章 防災組織 第1節 滝川市防災会議 1 防災会議の組織</p> <div data-bbox="1362 562 1917 674" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所<u>長</u></div> <div data-bbox="1362 716 1917 827" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 滝川河川事務所<u>長</u></div> <div data-bbox="1362 869 1917 980" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林水産省北海道農政事務所 <u>旭川地域拠点地方参事官</u></div> <div data-bbox="1362 1022 1917 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚生労働省北海道労働局 滝川公共職業安定所<u>長</u></div> <div data-bbox="1362 1173 1917 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><u>陸上自衛隊 第10即応機動連隊</u></div> <div data-bbox="1362 1262 1917 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><u>北海道札幌方面</u>滝川警察署長</div> <div data-bbox="1362 1371 1685 1438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市教育委員会<u>教育長</u></div> <div data-bbox="1362 1480 1917 1591" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><u>東日本電信電話株式会社</u> <u>北海道事業部災害対策室長</u></div> <div data-bbox="1362 1633 1685 1745" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公共的団体及び防災上重 要施設の管理者</div> <div data-bbox="1362 1787 1917 1898" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">北海道中央バス株式会社<u>バス事業部</u> 業務係長</div> <p>(略) 第2節 災害対策本部</p>	<p>P1-4 名称の変更</p> <p>P2-1 名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>名称の変更 (条例による)</p> <p>名称の変更 P2-2</p> <p>名称の変更</p> <p>公共団体及び防災上 重要施設の管理者か ら指定公共機関に位 置の変更</p> <p>名称の変更 (条例による)</p> <p>名称の変更</p>

7 市長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、第1順位副市長、第2順位総務部長、第3順位総務部次長（防災）の順にその職務を代理する。

(略)  
別表第1



(略)  
第3章  
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画  
(略)  
2 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法  
(略)  
別図

自衛隊(陸上自衛隊  
第10普通科連隊第  
3科)  
0125-22-2141  
(内線 230・232)

(略)  
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画  
(略)

図2 洪水予報等の伝達系統図

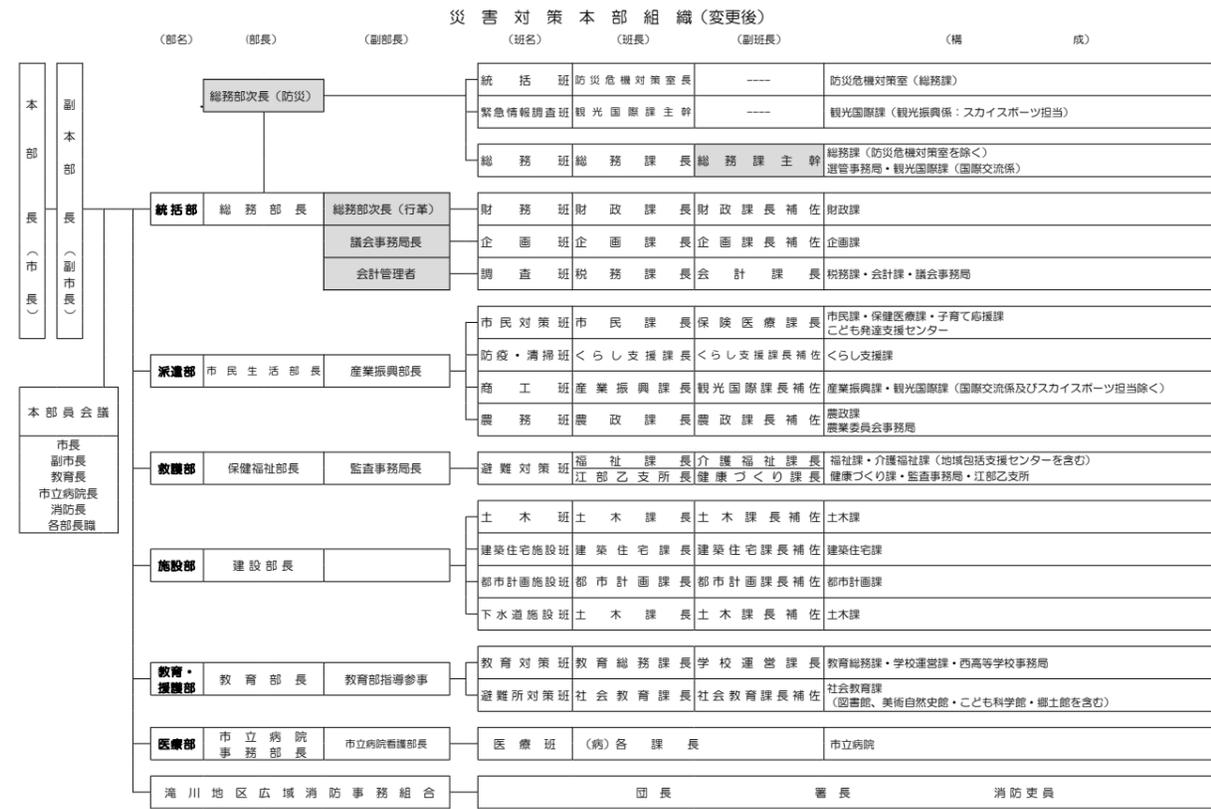
東日本電信電話(株)  
(仙台センタ)

(略)  
第4章 災害予防計画  
(略)

7 市長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、第1順位副市長、第2順位総務部長、第3順位総務部次長（防災）の順にその職務を代理する。

(略)  
別表第1



(略)  
第3章  
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画  
(略)  
2 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法  
(略)  
別図

陸上自衛隊(第10  
即応機動連隊連隊  
本部第3科)  
0125-22-2141  
(内線 230・232)

(略)  
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画  
(略)

図2 洪水予報等の伝達系統図

東日本電信電話(株)  
(仙台センタ)

(略)  
第4章 災害予防計画  
(略)

滝川市業務継続計画に基づき市長の職務の代理第3順位まで記載

P2-4  
組織改編に伴う変更

P2-6

P3-4  
名称の変更

P3-8  
追記

第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画の推進に努める。

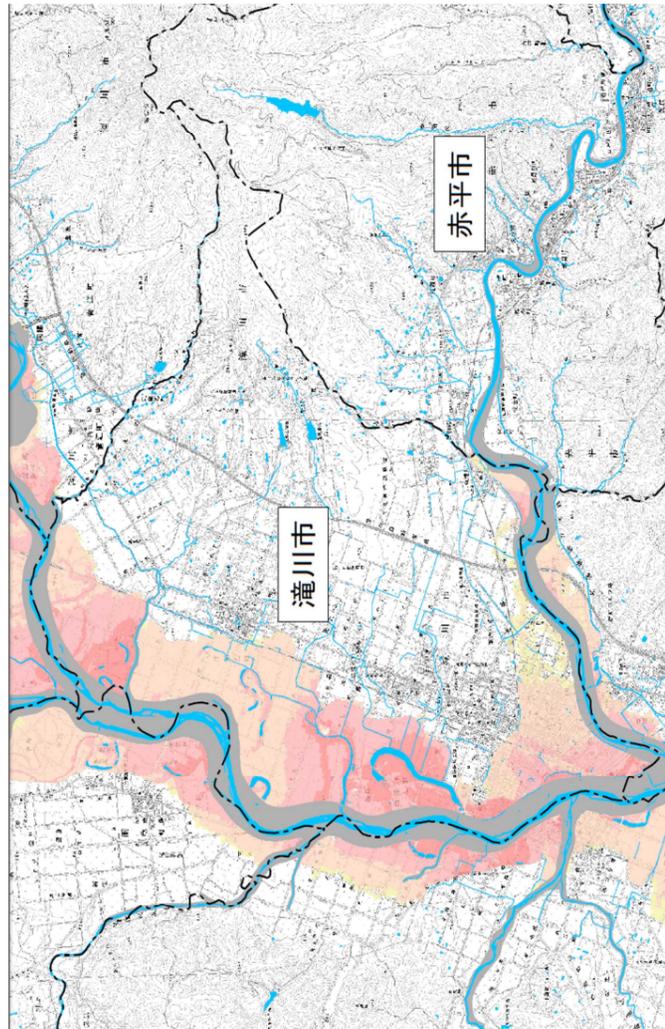
(略)

3 災害危険区域位置図

上記1及び2の区域の位置は別図1のとおりである。

(略)

別図1



第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画の推進に努める。

**洪水浸水想定区域図（参考）**

水防法第14条の規定に基づき、石狩川及び空知川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が、北海道開発局札幌開発建設部より公表されている（別図1）。また、熊穴川が氾濫した場合の浸水想定区域が、北海道札幌建設管理部より公表されている（別図2）。

なお、上記洪水浸水想定区域図の最大想定規模及び計画規模の確率年、雨量については次のとおり

洪水浸水想定区域図の想定最大規模と計画規模

河川名	想定最大規模（※1）		計画規模（※2）	
	年超過確率	雨量	年超過確率	雨量
石狩川・空知川	1/1,000	358 mm (72 時間)	1/150	260 mm (72 時間)
石狩川水系熊穴川	1/7,000,000	202 mm (2.8 間)	1/150	75 mm (2.8 時間)

※1 想定しうる最大規模の降雨のこと。

※2 治水計画を策定するうえで、将来的に被害が発生しないように整備するための目標とすべき安全度のこと。

(略)

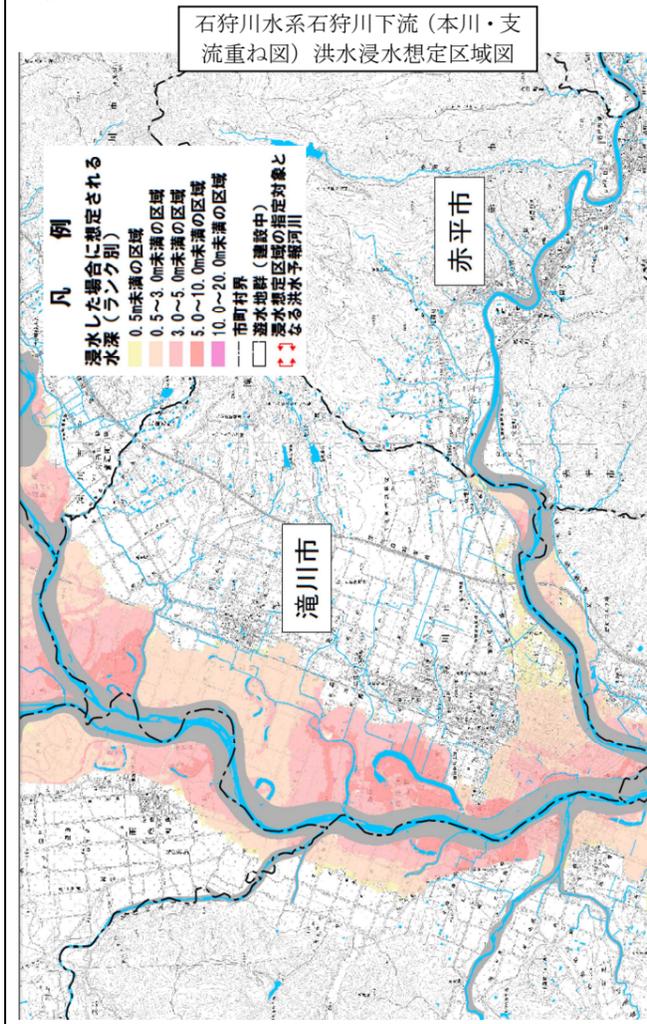
3 災害危険区域位置図

上記2及び3の区域の位置は別図3のとおりである。

（水防区域の別表第1 番号3については、別図2のとおり。）

(略)

別図1



P4-2

P4-3  
浸水想定区域図について参考として記載。また想定最大規模と計画規模を表にて追記

別図1、別図2、別図3として順番に配置  
災害危険位置図について番号3の範囲が広域なことから別図2として記載

凡例の追記

P4-4

(略)  
別表第1

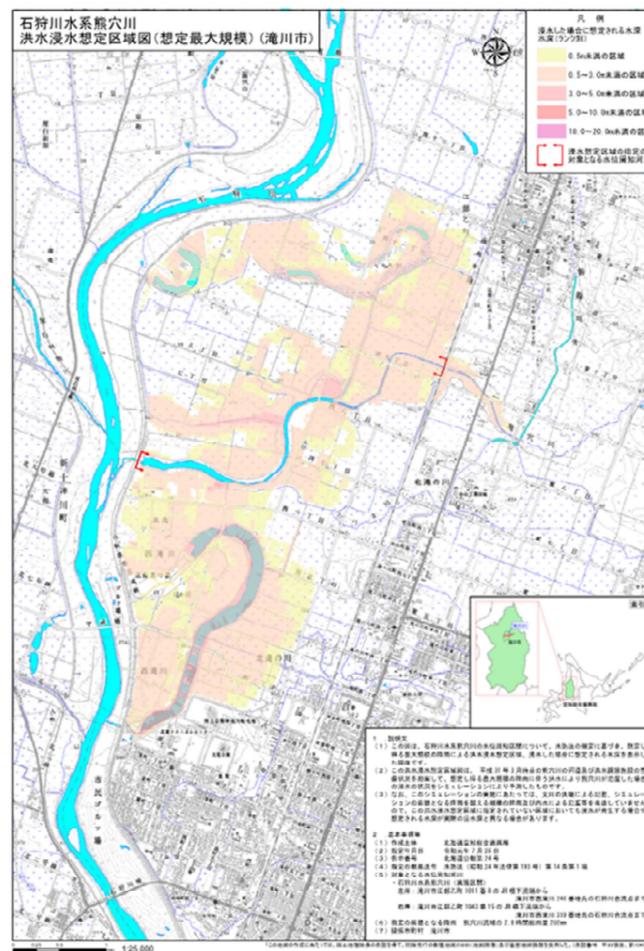
1 水防区域 平成22年3月1日現在

番号	市町村名	被害発生予想区域					予想される被害					整備計画			
		地区名	警戒区域延長 (m)	水系河川等		災害の要因	住家			公共施設等		交通量・孤立集落等	実施機関	概要	
				流心距離 (km)	水系		河川名	戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)	施設名				収容人員等 (人)
1	滝川市	有明町	両岸	石狩川合流点から 500	石狩川	普通	溢水	20	38	-	-	-	-	市	—
2	"	池の前 西滝川	右岸	石狩川合流点から 2,500	1級 ラウネ川	"	"	15	33	田 76	-	-	-	道 (建設部)	整備済
3	"	旭沢	右岸	石狩川合流点から 700	1級 熊穴川	"	"	2	4	田 7	-	-	-	道 (建設部)	整備済
4	"	東滝川	右岸	石狩川合流点から 2,360	1級 空知川	"	漏水	47	105	田 48	-	-	-	開発局	空知川河川整備計画 策定済
5	"	江部乙町 西15丁目	右岸 左岸	石狩川合流点から 310 100	1級 江部乙川	"	"	4	8	田 4	-	-	-	開発局	石狩川(下流) 河川整備計画策定済
6	"	北滝の川 西4丁目	両岸	石狩川合流点から 320	普通 深沢川	"	溢水	13	30	-	-	-	-	市	—
7	"	江部乙町 西15丁目	両岸	石狩川合流点から 700	1級 江部乙川	"	"	5	10	田 20	-	-	-	道 (建設部)	—

2 市外地における低地帯の浸水予想区域

番号	市町村名	被害発生予想区域				予想される被害					法令等における指定状況					整備計画			
		地区名	場所	災害の要因	警戒区域 (面積距離)	住家			公共施設等		道路	指定期間	法令等	法定年度	指定番号	予想区域との関連		実施機関	概要
						戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)	施設名	収容人員等 (人)						全部	一部		
1	滝川市	東町	国道38号以北	浸水	ha 49.5	42	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市	—	
2	"	新町	2丁目 3丁目	"	ha 3.8	44	87	-	滝川市文化センター	1,300	-	-	-	-	-	-	"	—	

別図2



(略)  
別表第1

P4-5  
北海道公表を受け記載

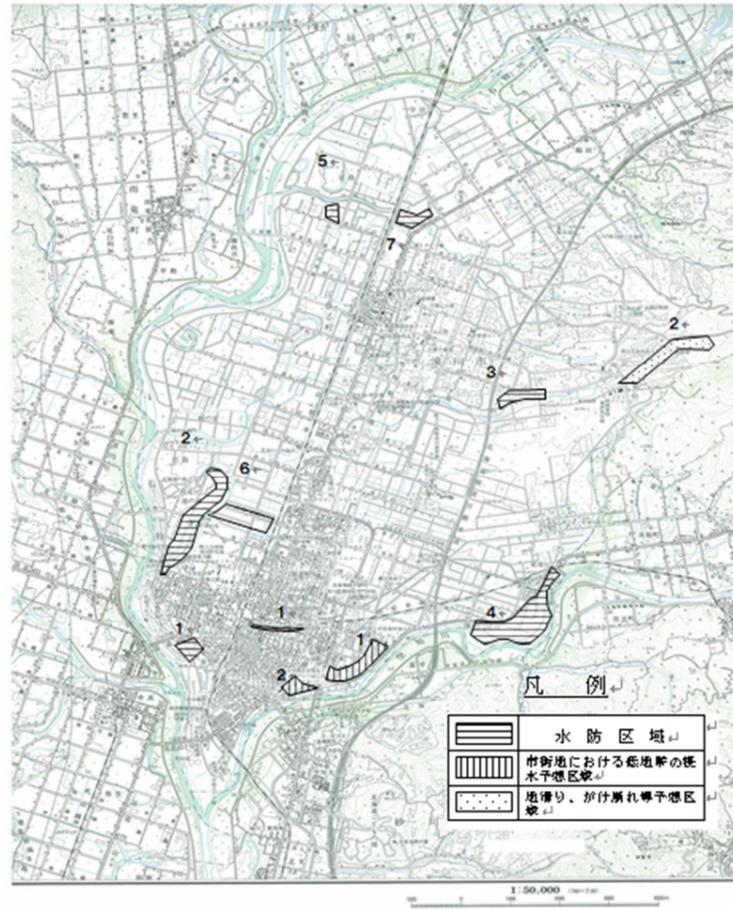
P4-6

地域名の変更

P4-17

別図1

災害危険区域位置図



P4-8  
位置図3の削除

1 水防区域 平成22年3月1日現在

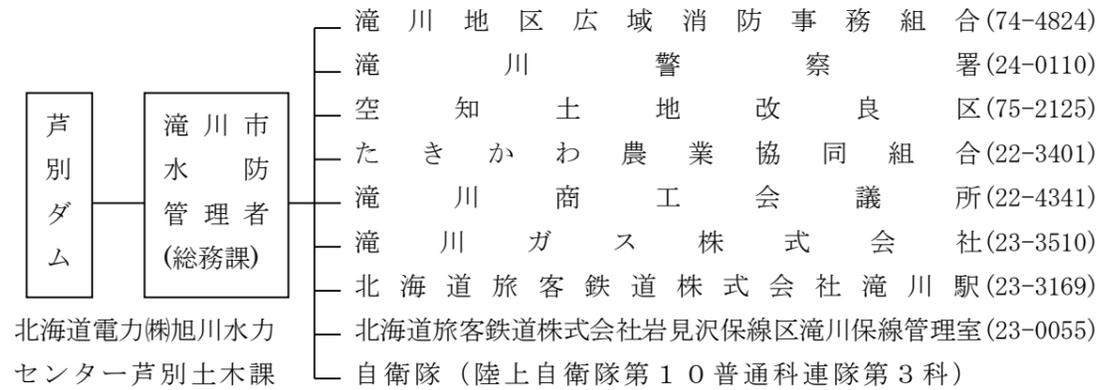
番号	市町村名	被害発生予想区域					予想される被害				整備計画	
		地区名	警戒区域延長 (m)	水系河川等		災害の要因	住家 (人)	公共施設等 (施設名)	取容人員等 (人)	道路 (交通量・孤立集落等)	実施機関	概要
				流域距離 (km)	水系							
1	滝川市	有明町	500	石狩川合流点から	石狩川	普通	38	-	-	-	市	-
2	"	西滝川	2,500	石狩川合流点から	1級 ラウネ川	"	33	-	-	-	道 (建設部)	石狩川中流空知川圏域 河川整備計画 (整備済)
3 (別図2)	"	江部乙町 西滝川 北滝の川	700	石狩川合流点から	1級 熊穴川	"	101 (想定最大規模)	-	-	-	道 (建設部)	石狩川中流空知川圏域 河川整備計画 (整備済)
4	"	東滝川	2,360	石狩川合流点から	1級 空知川	漏水	105	-	-	-	開発局	空知川河川整備計画 策定済
5	"	江部乙町 西15丁目	310 100	石狩川合流点から	1級 江部乙川	"	8	-	-	-	開発局	石狩川(下流) 河川整備計画策定済
6	"	北滝の川 西4丁目	320	石狩川合流点から	普通 深沢川	溢水	30	-	-	-	市	-
7	"	江部乙町 西15丁目	700	石狩川合流点から	1級 江部乙川	"	10	-	-	-	道 (建設部)	-

2 市外地における低地帯の浸水予想区域

番号	市町村名	被害発生予想区域				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
		地区名	場所	災害の要因	警戒区域 (面積距離)	住家			公共施設等 (施設名)	道路 (交通量・孤立集落等)	指定期間	法令等	法定年度	指定番号	予想区域との関連		実施機関	概要
						戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)							全部	一部		
1	滝川市	東町	国道38号以北	浸水	49.5 ha	42	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市	-
2	"	新町	2丁目 3丁目	"	3.8 ha	44	87	-	滝川市文化センター	1,300	-	-	-	-	-	-	"	-

P4-17  
電話番号の修正

イ ダム情報系統図



(略)

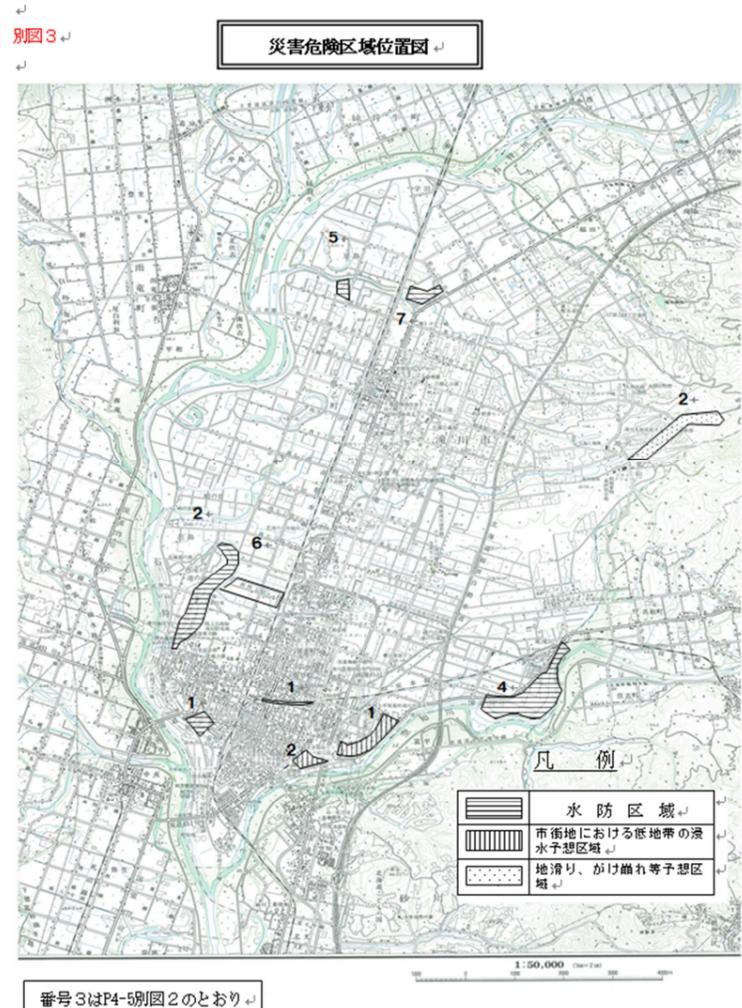
専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
J R 専用電話	J R 各駅	専用電話	J R 各駅長	口頭
自衛隊専用無線	連絡員が携行	自衛隊専用無線	自衛隊(陸上自衛隊第10普通科連隊第3科長)	口頭

市保有水防資機材

平成31年3月31日 現在

水防資器材			トラクター	揚水機	掛矢抗打ハンマ	腰鉤	手斧・鉞	スコップ	草刈鎌	つるはし	発動発電機	懐中電灯	片手ハンマ玄曲	ペンチ	救命ボート	救命ロープ	救命胴衣	ハンドマイク	携帯メガホン	水中胴付長靴	水筒	なた	シノ	丸太	クリツバ	鉄枕	手蓑	鉄蓑	木蓑(長)	一輪車	仮払機	チェーンソー			
保有先	所在	電話番号	台	台	ケ	丁	丁	丁	丁	丁	台	本	箇	箇	台	本	着	箇	箇	箇	足	箇	箇	丁	本	本	本	本	本	本	台	台			
滝川維持センター	流通団地1丁目2番	23-3619																																	
江部乙維持センター	江部乙町東10丁目856	75-2840																																	
川の科学館	西滝川1番地	24-0989																																	
小計																																			
滝川消防署	本署 文京町4丁目1番5号	23-0119		8	1	11	49	8	4	1	9	6	8	1	7	21	6	2			2	69	6	108	6	31	73	4	2	2					
	江部支署 江部乙町514番地11	75-3119		4		1	13	5	5	1	8	5	4			10	2			1	3		2		6	3	10		1	2					
小計				12	1	12	62	13	9	2	17	11	12	1	7	31	8	2			1	5	69	8	108	12	34	83	4	3	4				
滝川消防団	第一分団 滝川市本町5丁目3番13号(第1、第2、第3は同一施設)	22-0021						5			1	2																							
	第二分団					1		8			1	3																							
	第三分団							4			1	1																							
	第四分団 滝川市東滝川町3丁目1番22号	28-2353				1		18			1	1																							
	第五分団 滝川市泉町2丁目1番3号	22-1000				2		11			1	1																							
	第六分団 滝川市江部乙町西12丁目3番4号(第6、第7は同一施設)	75-5199																																	
	第七分団					3		23			2	5																							
小計						7		69			7	13																							
合計				19	1	14	131	13	9	9	30	11	12	1	7	31	8	2			1	5	69	8	108	18	51	135	4	3	4				

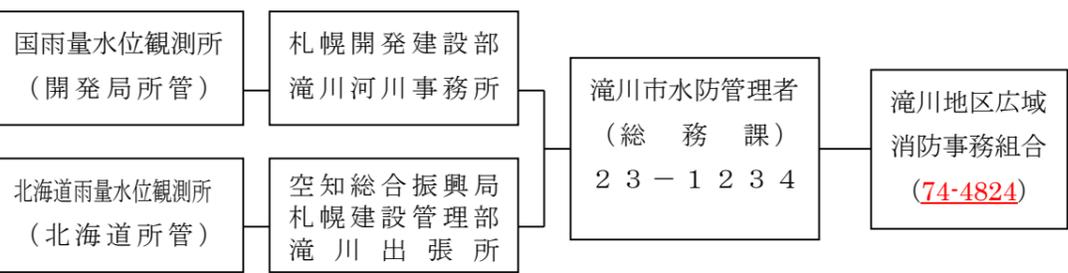
(略)



(略)  
第3節 水防計画

(略)  
5 気象警報等の通信連絡

(略)  
ア 雨量水位観測通報系統図



P4-17  
名称の変更

P4-18  
名称の変更

P4-28  
誤字修正

別表第3 (4) (4) 関係)

民間調達水防資器材

平成 26 年 12 月 30 日現在

水防資器材			麻袋	PP袋 土のう	縄	土砂
調達先	所在地	電話番号	袋	袋	巻	m <sup>3</sup>
たきかわ農業協同組合生産資材センター (広域営農センター内)	北滝の川1	23-1333	1,000 ~ 2,000	500	8	
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	500	5,200	150	
(株)新谷穴戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000
合計			1,500 ~ 2,500	5,700	158	5,000

(参考)

巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用: 300袋
--------	------------	---------	-------------

(略)

滝川地区地域防災施設(川の科学館)に保管される防災用資器材保有状況一覧表

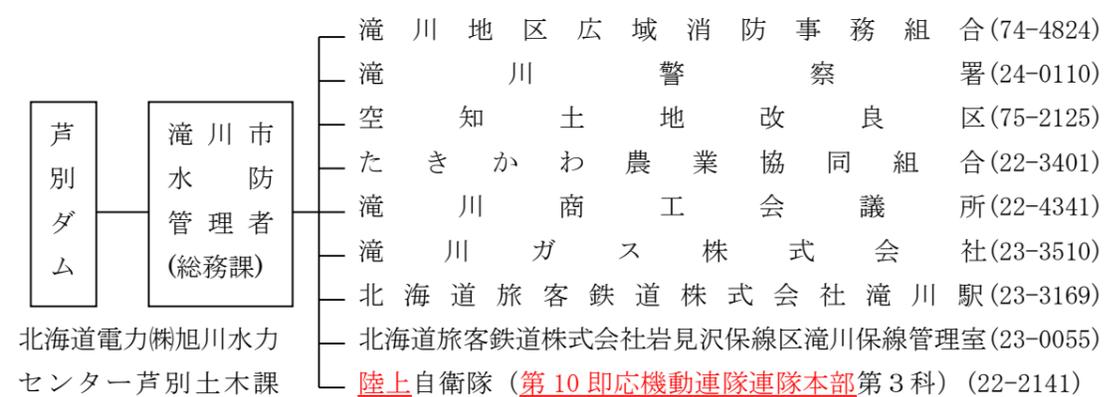
(西滝川1丁目 TEL24-0989)

(管理者: 札幌開発建設部滝川河川事務所 TEL76-2211)

平成 26 年 9 月 30 日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
物資	土木用材	紅白土のう		袋	6500	
資材	シート	防水シート		枚	6	ブルーシート
資材	油処理材	タフネルオイルブロック	BL-65 T型	本	1	118枚入り
資材	油処理材	吹流しオイルプロッター	F-1型	箱	3	
資材	油処理材	オイルマット	もりの木太郎 MPW-45	箱	3	20枚入り

イ ダム情報系統図



北海道電力(株)旭川水力センター芦別土木課 (0124-22-3211)

(略)

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
J R 専用電話	J R 各駅	専用電話	J R 各駅長	口頭
自衛隊専用無線	連絡員が携行	自衛隊専用無線	陸上自衛隊(第10即応機動連隊連隊本部)第3科長	口頭

(略)

市保有水防資器材

令和2年3月8日 現在

水防資器材			トラクター	揚水機	掛矢杭打ハンマ	腰鉋	手斧・鉋	スコップ	草刈鎌	つるはし	発動発電機	懐中電灯	片手ハンマ	ペンチ	救命ロープ	救命胴衣	ハンドマイク	携帯メガホン	水中胴付長靴	水筒	なた	シノ	丸太	クリンパ	鉄杭	手盛	鉄盛	木盛(長)	一輪車	仮払機	チェーンソー	
保有先	所在地	電話番号	台	台	ケ	丁	丁	丁	丁	台	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	
滝川維持センター	流通団地1丁目2番	23-3619																														
江部乙維持センター	江部乙町東10丁目856	75-2840																														
川の科学館	西滝川1番地	24-0989																														
小計																																
本署	文京町4丁目1番5号	23-0119		8	1	11	49	8	4	1	9	6	8	1	7	21	6	2		2	69	6	108	6	31	73	4	2	2			
江電支署	江部乙町514番地11	75-3119		4		1	13	5	5	1	8	5	4		10		2			1	3	2		6	3	10		1	2			
小計				12	1	12	62	13	9	2	17	11	12	1	7	31	8	2		1	5	69	8	108	12	34	83	4	3	4		
第一分団	滝川市本町5丁目3番2	22-0021						5			1	2																				
第二分団	滝川市本町5丁目3番2	22-0021					1		8		1	3																				
第三分団	滝川市東滝川町3丁目1番22号	28-2353					1		18		1	1																				
第四分団	滝川市泉町2丁目1番3号	22-1000					2		11		1	1																				
第五分団	滝川市江部乙町西12丁目3番4号(第6、第7は同一施設)	75-5199																														
第六分団	滝川市江部乙町西12丁目3番4号(第6、第7は同一施設)	75-5199																														
第七分団	滝川市江部乙町西12丁目3番4号(第6、第7は同一施設)	75-5199					3	2	23		2	5														3	5	38				
小計							7	2	69		7	13														6	17	52				
合計				19	1	14	131	13	9	9	30	11	12	1	7	31	8	2		1	5	69	8	108	18	51	135	4	3	4		

P4-29  
水防資器材数の変更

P4-30  
水防資器材数の変更

(略)  
樋門・樋管管理状況等一覧表  
(略)

15	小野川樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
				〃	

(略)  
第6節 消防計画  
(略)  
2 火災予防計画  
火災を未然に防止するため、予防査察、地域住民の自主的予防及び協力体制の確立等防災思想の普及に努める。  
(1) 防火思想の普及  
火災の防火運動を年3回実施し、街頭宣伝、防火チラシ等の配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導を行い、防火思想の普及徹底に努める。  
(略)  
3 火災警報及び伝達計画  
(略)  
(2) 火災警報発令条件  
ア 実効湿度が65%以下にして最小湿度が45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき、又はその見込みのとき。  
(略)  
7 消防力等の現況 平成26年12月現在

人員・機会別 組織別	人員(人) 職定員・団員数	機 械 (台)						
		タンク車	ポンプ車	30はしご車	小ポ水型ソ動プ力付車	救急車	指揮車	広報車
本部	11							1
滝川消防署	46	3	1	1		2	1	
江竜支署	19	1			1	1		1
小計	76	4	1	1	1	3	1	2
団	6							
女性分団	14							
第一分団	17		1					
第二分団	15		1					
第三分団	18	1						
第四分団	15	1						
第五分団	13	1						
第六分団	17		1					
第七分団	13	1						
小計	128	4	3					
合計	204	8	4	1	1	3	1	2

別表第3 (4の(4) 関係)

民間調達水防資器材

令和2年3月5日現在

水防資器材			麻袋	PP袋 土のう	縄	土砂
調達先	所在地	電話番号	袋	袋	巻	m <sup>3</sup>
たきかわ農業協同組合生産資材センター (広域営農センター内)	北滝の川1	23-1333	2,800	1,500	7	
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	300	5,200	150	
(株)新谷栄戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000
合計			1,500 ~ 2,500	5,700	158	5,000

(参考)

巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用: 100袋
--------	------------	---------	-------------

(略)  
滝川地区地域防災施設(川の科学館)に保管される防災用資機材保有状況一覧表  
(西滝川1丁目 TEL24-0989)  
(管理者: 札幌開発建設部滝川河川事務所 TEL76-2211)

令和2年3月5日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
物資	土木用材	紅白土のう		袋	6500	
資材	シート	防水シート		枚	6	ブルーシート
資材	油処理材	吹流しオイルプロッター	F-1型	箱	2	
資材	油処理材	オイルマット	もりの木太郎 MPW-45	箱	3	20枚入り
資材	土木用材	小型土のう袋	480×620mm、紐付、PP製国産品	袋	1500	
資材	土木用材	耐候性大型土のう	φ1100×H1100mm 2t用 短期仮設(1年対応)	枚	18	
資材	土木用材	木杭(防腐処理からまつ)	末口9cm L=1.20m 先削り・皮剥を含む	本	17	
資材	土木用材	亜鉛めっき鉄線	径3.2mm JIS G3547	巻き	1	
資材	土木用材	ブルーシート	幅3.6m 長5.4m	枚	2	
資材	土木用材	タフネルフェンス	TF-200型、5m	枚	100	

P4-33  
追記

P-4-38  
誤字修正

P-4-40  
人員の変更

8 隣接市町（組合）相互応援計画

市内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項により出動を要請する。

要 請		先	協定締結年月日
市 町 村 等	担当窓口	電話番号	
歌 志 内 市	消 防 署	0125-42-3255	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	消 防 署	0125-54-2196	平成3年4月1日
深川地区広域消防組合	消 防 署	01642-2-2814	平成3年4月1日
石狩北部地区消防事務組合	消 防 署	0133-74-5375	平成3年4月1日
増 毛 町	消 防 署	01645-3-2175	平成3年4月1日
富良野広域連合	消 防 署	0167-45-1119	平成26年4月1日
大 雪 消 防 組 合	消 防 署	0166-92-2029	平成26年4月1日
三 笠 市	消 防 署	01267-2-2033	平成26年4月1日
夕 張 市	消 防 署	0123-53-4121	平成26年4月1日
美 唄 市	消 防 署	0126-66-2221	平成26年4月1日

(略)

(略)  
樋門・樋管管理状況等一覧表  
(略)

15	小 野 川 樋 門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
			<u>〃</u>	〃	<u>〃</u>

(略)  
第6節 消防計画  
(略)

2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察、地域住民の自主的予防及び協力体制の確立等防災思想の普及に努める。

(1) 防火思想の普及

火災の予防運動を年3回実施し、街頭宣伝、防火チラシ等の配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導を行い、防火思想の普及徹底に努める。

(略)

3 火災警報及び伝達計画

(略)

(2) 火災警報発令条件

ア 実効湿度が65%以下にして最小湿度が45%以下となり、平均風速7m/s以上のとき、又はその見込みのとき。

(略)

7 消防力等の現況

令和2年3月現在

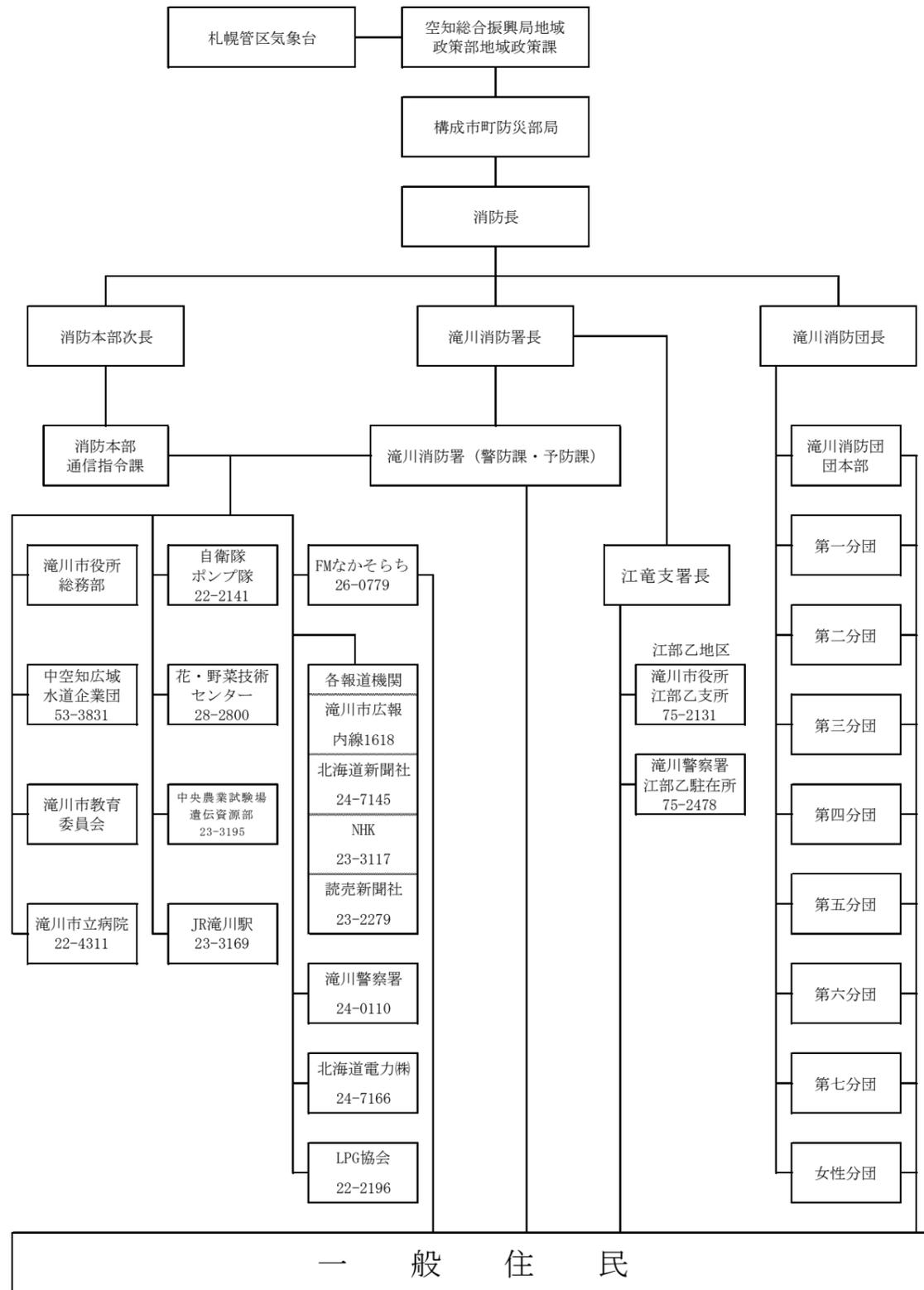
人員・機会別 組 織 別	人員(人) 職 定 員 ・ 団 員 数	機 械 (台)						
		タ ン ク 車	ポ ン プ 車	30は し ご 級 車	小ポ 水 型 ソ ウ 力 付 車	救 急 車	指 揮 車	広 報 車
本 部 ・ 署	消 防 本 部	11						1
	滝川消防署	46	3	1	1		2	1
	江 竜 支 署	19	1			1	1	1
	小 計	76	4	1	1	1	3	2
消 防 団	団 本 部	6						
	女 性 分 団	14						
	第 一 分 団	17		1				
	第 二 分 団	15		1				
	第 三 分 団	18	1					
	第 四 分 団	15	1					
	第 五 分 団	13	1					
	第 六 分 団	<u>15</u>		1				
第 七 分 団	<u>15</u>	1						
小 計	128	4	3					

P4-41

電話番号の修正

別表（3の(5)関係）

火災警報連絡系統図



合計	204	8	4	1	1	3	1	2
----	-----	---	---	---	---	---	---	---

8 隣接市町（組合）相互応援計画

市内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項により出動を要請する。

要 請 先	電話番号	協定締結年月日
歌志内市	0125-42-3255	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合	0125-54-2196	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	0125-54-2196	平成3年4月1日
深川地区広域消防組合	日中 0164-22-3162 夜・休 0164-22-2814	平成3年4月1日
石狩北部地区消防事務組合	日中 0133-74-5375 夜・休 0133-74-7158	平成3年4月1日
増毛町	0164-53-2175	平成3年4月1日
富良野広域連合	日中 0167-45-1119 夜・休 0167-45-2119	平成26年4月1日
大雪消防組合	0166-92-2029	平成26年4月1日
三笠市	01267-2-3499	平成26年4月1日
夕張市	日中 0123-53-4121 夜・休 0123-53-4122	平成26年4月1日
美唄市	日中 0126-66-2221 夜・休 0126-66-2227	平成26年4月1日

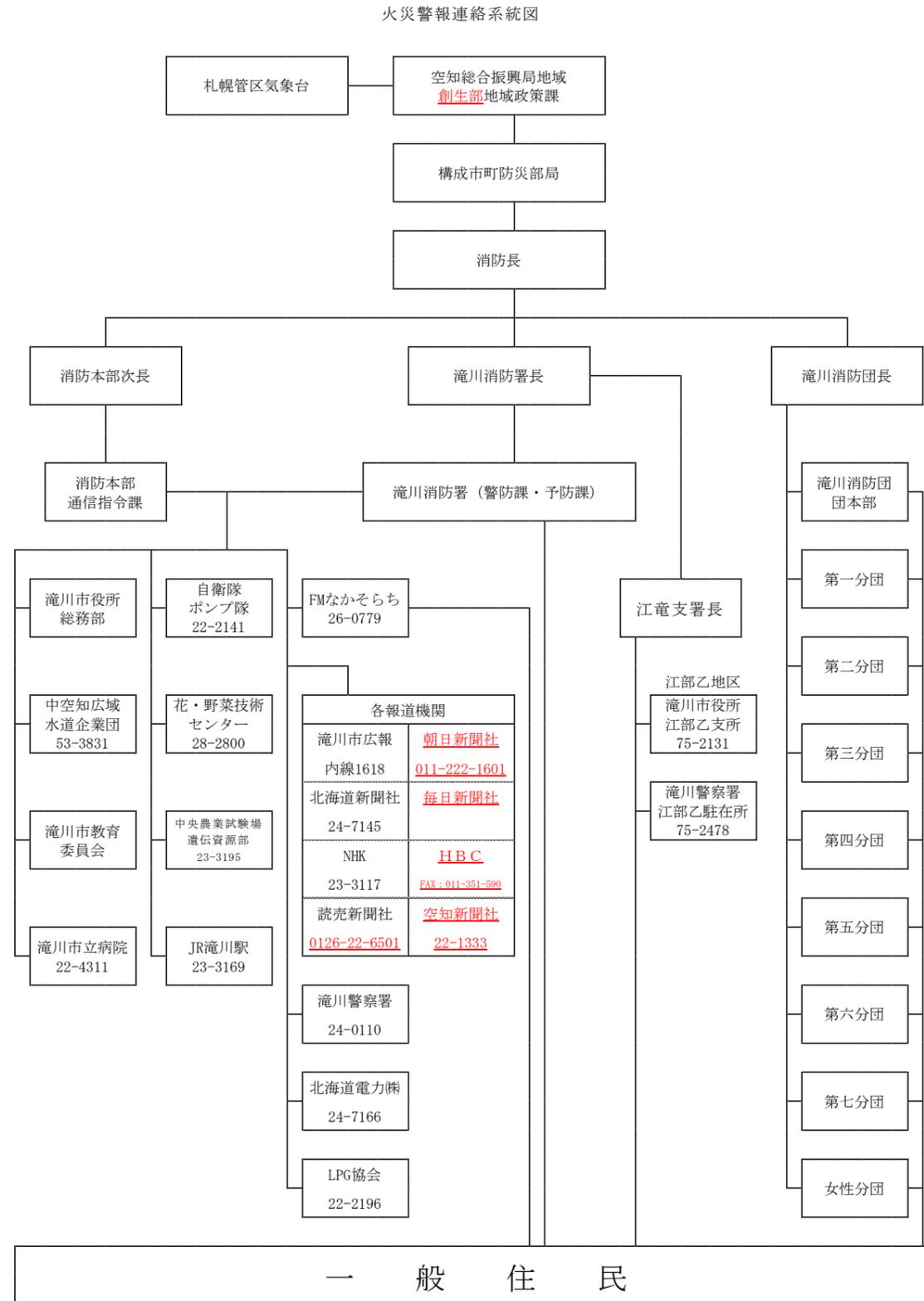
P4-42  
誤字修正

報道機関名簿追記  
毎日新聞連絡先については、4月以降に記載

(略)

別表 (3の5)関係)

火災警報連絡系統図





現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 節 避難行動要支援者対策計画</p> <p>(略)</p> <p><b>2 市の対策</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。</p> <p>ア 75 歳以上の高齢者</p> <p>イ 身体障害者手帳 1・2 級保持者（ただし視覚障害者は 3 級まで、音声言語そしゃく機能障害者は 4 級まで）</p> <p>ウ 精神保健福祉手帳 1・2 級保持者</p> <p>エ 療育手帳 A・B 保持者</p> <p>オ 介護保険の認定を受けた者</p> <p>カ その他災害時において配慮を必要とすると認められる者</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の記載内容</p> <p>避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 生年月日</p> <p>ウ 性別</p> <p>エ 住所又は居所</p> <p>オ 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ 避難支援等を必要とする事由</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>(4) 避難支援等関係者への名簿の提供</p> <p>市は、災害の発生に備え次の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 避難行動要支援者対策計画</p> <p>(略)</p> <p><b>2 市の対策</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）<u>を実施し、そのための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。</u></p> <p><u>また、本節計画を補完する滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づき、災害から避難行動要支援者の生命や身体を守るため、名簿の情報提供並びに避難支援体制の整備や避難支援等について市民の理解を深め、避難支援等関係者の取り組みを促進する。</u></p> <p>(2) <u>名簿</u>に掲載する者の範囲</p> <p><u>名簿</u>に掲載する者の範囲は以下の要件とする。</p> <p>ア 75 歳以上の高齢者</p> <p>イ 身体障害者手帳 1・2 級保持者（ただし視覚障害者は 3 級まで、音声言語そしゃく機能障害者は 4 級まで）</p> <p>ウ 精神保健福祉手帳 1・2 級保持者</p> <p>エ 療育手帳 A・B 保持者</p> <p>オ 介護保険の認定を受けた者</p> <p>カ その他災害時において配慮を必要とすると認められる者</p> <p><u>※留意：上記掲載範囲の対象者については、支援が必要と思われる候補者である。</u></p> <p>(3) <u>名簿</u>の記載内容</p> <p>避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 生年月日</p> <p>ウ 性別</p> <p>エ 住所又は居所</p> <p>オ 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ 避難支援等を必要とする事由</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>(4) 避難支援等関係者への名簿の提供</p> <p><u>市は、災害の発生に備え避難支援等関係者に対して名簿を提供するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難行動要支援者に係る個人情報の提供については、あらかじめ滝川市個人情報保護審議会に対してその要否について諮問し、「避難行動要支援者の避難支援等をより適切かつ円滑に実現</u></p>	<p>P4-43</p> <p>避難支援等関係者の取り組みを促進を追記</p> <p>追記</p> <p>P4-44 名簿提供について文言修正</p>

<p>避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。</p> <p>ア 滝川消防署  イ 北海道警察札幌方面滝川警察署  ウ 滝川市民生委員児童委員  エ 滝川市社会福祉協議会  オ 滝川市内の各自主防災組織の代表  カ 滝川市内の各町内(自治)会の会長  キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等</p> <p>(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法  市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。</p> <p>(6) 名簿の更新  住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を年1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。</p> <p>(7) 名簿情報の提供の保護と管理  市は、避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。  エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。  オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 避難支援等関係者等の安全確保  ア 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。  イ 要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。  ウ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。  エ 収容避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。</p>	<p><u>するために必要不可欠」なものであるとの答申を得た上で、公益上特に必要があるものとして、適切な管理に努めながら行っているものである。</u></p> <p>避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。</p> <p>ア 滝川消防署  イ 北海道警察札幌方面滝川警察署  ウ 滝川市民生委員児童委員  エ 滝川市社会福祉協議会  オ 滝川市内の各自主防災組織の代表  カ 滝川市内の各町内(自治)会の会長  キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等</p> <p><u>※留意：ア・イは市から年1回名簿を提供する。またウ～キは滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づく申請により随時名簿を提供する。</u></p> <p>(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法  市は、<u>名簿</u>を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報及び必要に応じ北海道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。</p> <p>(6) 名簿の更新  住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて<u>名簿</u>を年1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。</p> <p>(7) 名簿情報の提供の保護と管理  市は、<u>名簿</u>情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、<u>滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づき</u>、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>名簿</u>については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。  エ <u>名簿</u>を必要以上に複製しないよう指導するものとする。  オ <u>名簿</u>の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で<u>名簿</u>を取扱う者を限定するよう指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 避難支援等関係者と連携した「避難行動要支援者の支援プラン」(以下「個別支援プラン」という。)の策定</u>  <u>① 避難支援等関係者と連携した個別支援プランの策定</u>  <u>市は、滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別支援プランの作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別支援プランの策定を進める。</u>  <u>また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求める。</u></p>	<p>留意追記</p> <p>名簿に修正(以下、名簿修正は同じ)</p> <p>P4-44  マニュアル追記</p> <p>P4-45  避難支援等関係者と連携した「避難行動要支援者の支援プラン」(以下「個別支援プラン」という。)の策定を記載</p>
--	---	---

②具体的な支援方法に関する調整

市やコーディネーターとなる滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織・町内会を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。

<具体的な支援方法例> 滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアル参照

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うに当たっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路

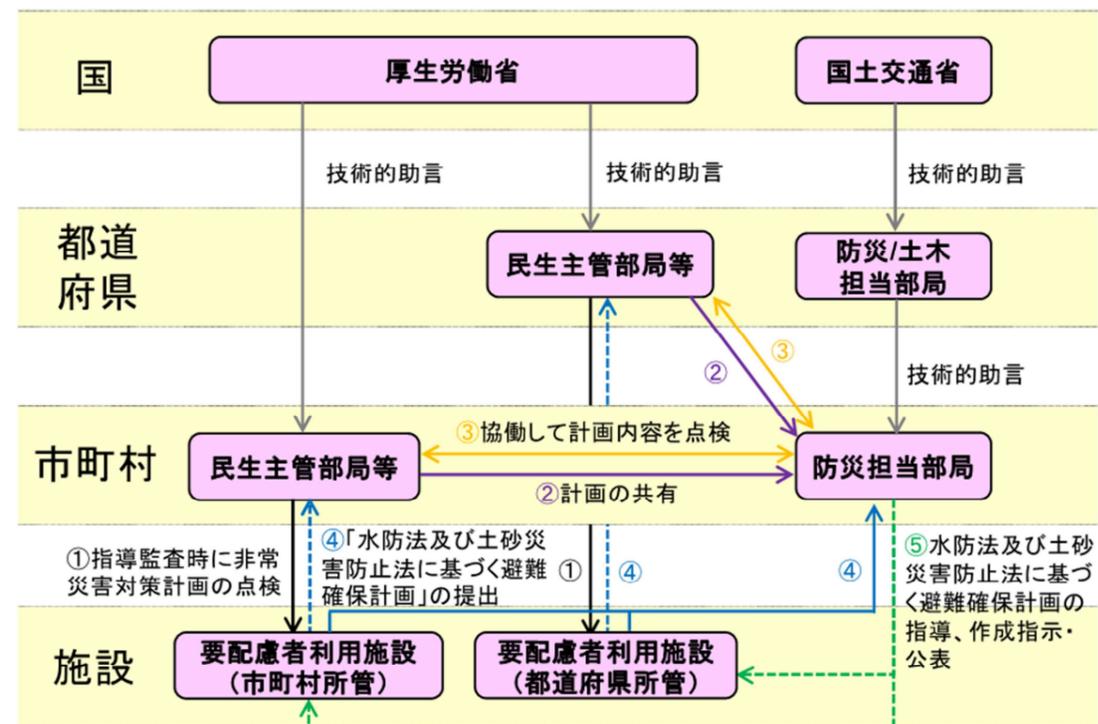
(略)

オ 社会福祉施設の管理者は介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められている。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき滝川市地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下、「避難確保計画」とする）の作成が義務づけられている。

なお、次に示す非常災害災害計画の点検体制に基づき、各要配慮者利用施設が計画を提出した際には、その内容を市が確認する。

非常災害対策計画に係る点検体制



○非常災害対策計画の点検は、下記の手順により進めます。

① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う。

P 4-46

追記

P 4-47

非常災害対策計画に係る点検体制追記

<p><b>4 外国人に対する対策</b></p> <p>市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>(1)多言語による広報の充実  (2)避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化  (3)外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 備蓄計画</b></p> <p>災害発生時に、必要となる食料や資器材等の備蓄については計画的に行うものとし、備蓄計画は別に定めるものとする。</p>	<p><u>② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う。</u></p> <p><u>③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する。</u></p> <p><u>④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する。</u></p> <p><u>⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す。</u></p> <p><u>なお、上記点検体制に示す市の部局は、民生主幹部局等は保健福祉部介護福祉課、防災担当部局は総務部総務課防災危機対策室である。</u></p> <p><b>4 外国人に対する対策</b></p> <p>市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>(1)多言語による広報の充実  (2)避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化  (3)外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施  <u>(4)外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 備蓄計画</b></p> <p><u>災害対策基本法では、住民等の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄を自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。</u></p> <p><u>本市では、滝川市備蓄計画を作成し、各家庭での備蓄を推進するとともに、災害発生直後におけるり災者への供給を目的とした、食料、物資等の備蓄を今後とも継続して進める。</u></p> <p><b>1 基本的な考え方</b></p> <p><u>本市では、備蓄に対する基本的な考え方を以下のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄していくこととする。</u></p> <p><u>(1)市民備蓄</u></p> <p><u>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や企業備蓄においては、最低3日分以上（7日分以上が望ましい）の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとする。</u></p> <p><u>(2)企業備蓄</u></p> <p><u>市民備蓄同様に事業所内で備蓄品を確保し、災害時に利用者や職員などが帰宅困難になった場合には、避難するための安全が確保できるまでの間、利用者や職員などが待機・避難できる企業体制を整えることが必要になる。</u></p> <p><u>(3)流通備蓄</u></p> <p><u>災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ防災協定を結び、災害時に不足する食料等を避難所等</u></p>	<p>P4-48 滝川観光スクエアが開設したことにより、観光国際課で対応の為、追記</p> <p>P4-52 備蓄計画見直しに伴い記載修正</p>
--	--	---

へ迅速に配分する。

(4)行政備蓄

大災害や局地的な災害時に、避難所において生命維持や生活に必要な最低限の必要な物資について行政が備蓄をするとともに、毎年度、備蓄数を確認し更新を行う。

また、本市で不足する行政備蓄については、「中空知5市5町の防災に関する協定」に基づき、被害を受けなかった市町から物資の支援を受けるものとする。

次の第10節 石狩川滝川地区水害タイムラインについては、令和2年度に開催される「第12回石狩川滝川地区水害タイムライン検討会」と同日にて施行する。

P4-53  
タイムラインを記載

### 第10節 石狩川滝川地区水害タイムライン

#### 1 滝川市の災害対応（※1）と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには時間に猶予があり、先を見越した計画的な対応が可能となり被害を軽減できることから、滝川市地域防災計画の「災害予防計画」並びに「災害応急対応計画」に災害行動を補完するため、気象状況及び水位情報等に係る時間軸をカテゴリー別に区分したステージを設けて、発災前から段階的に対応できるよう、住民・団体・関係機関・滝川市災害対策本部の組織間などと連携を図り、被害の最小化を目指すものとして「石狩川滝川地区水害タイムライン」を位置づける。

また、滝川市地域防災計画の補完的な役割を果たす各種マニュアルや計画（※1）とともに、石狩川滝川地区水害タイムラインは、時系列による事前防災行動だけでなく、防災関係機関との連携強化や災害行動の漏れを防ぐためのチェックリストとしての役割を果たすものである。

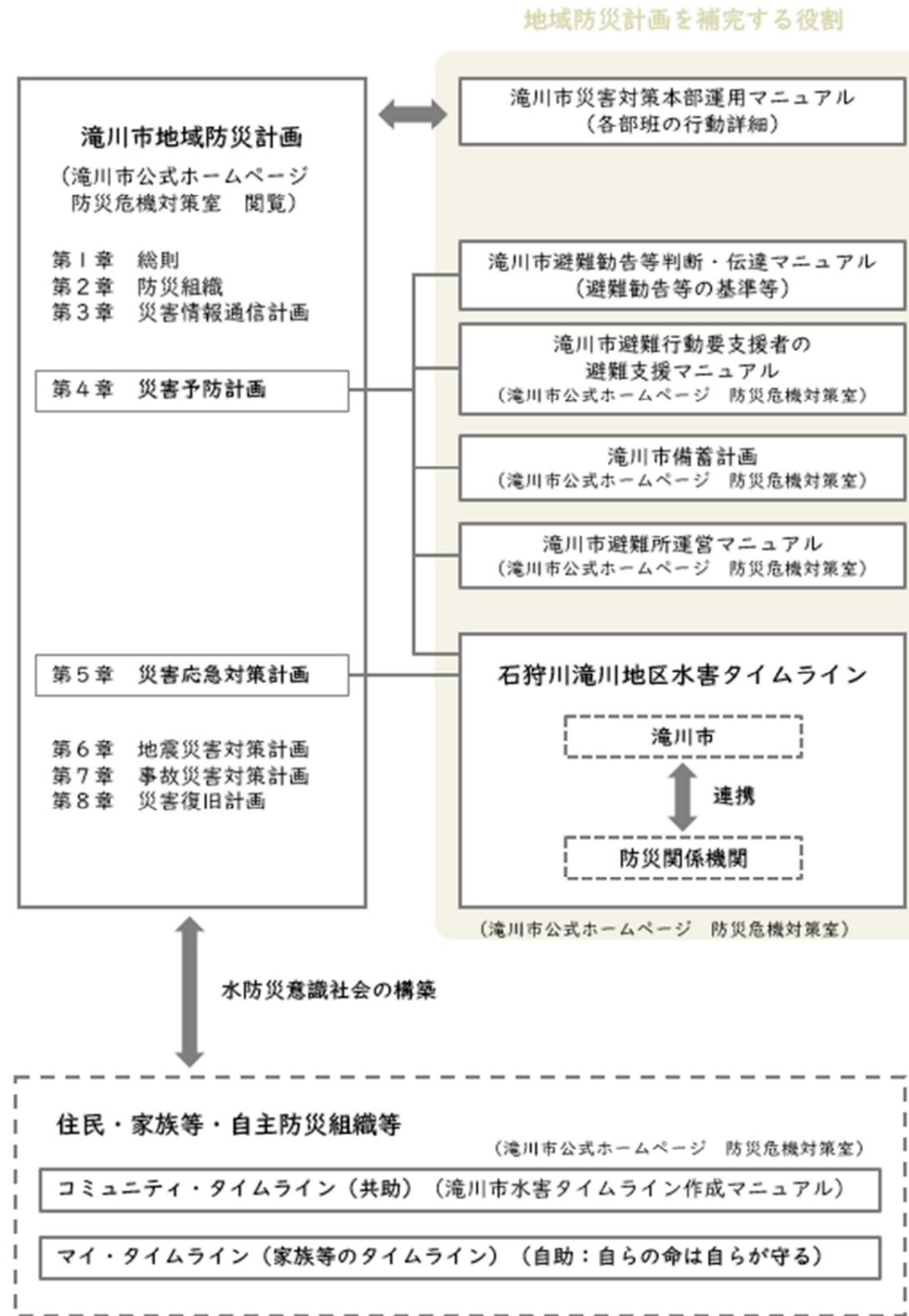
なお、石狩川滝川地区水害タイムラインの運用にあたっては、滝川市水害タイムライン運営協議会（滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱 資料編参照）を設置し、石狩川滝川地区水害タイムライン運用マニュアルに基づき、「石狩川滝川地区水害タイムライン」の評価、改善等を行う。

この「石狩川滝川地区水害タイムライン」の運用に合わせて、市民は、滝川水害コミュニティ・タイムライン作成マニュアルに基づき、自助となる「マイ・タイムライン（家族等のタイムライン）」や自主防災組織等の共助となる「コミュニティ・タイムライン」の作成に努めることにより「自らの命は自らが守る」という水防災意識の向上を目指し、水害の被害の軽減を図る。

※1 具体の災害対応は、主に滝川市地域防災計画・滝川市災害対策本部運用マニュアル・滝川市避難勧告等判断・伝達マニュアル・滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに示すものである。

2 滝川市地域防災計画と石狩川滝川地区水害タイムラインとの関係性

(石狩川滝川地区水害タイムライン運用マニュアルより抜粋)



P4-54  
 滝川市地域防災計画  
 と水害タイムライン  
 の関係性について記  
 載

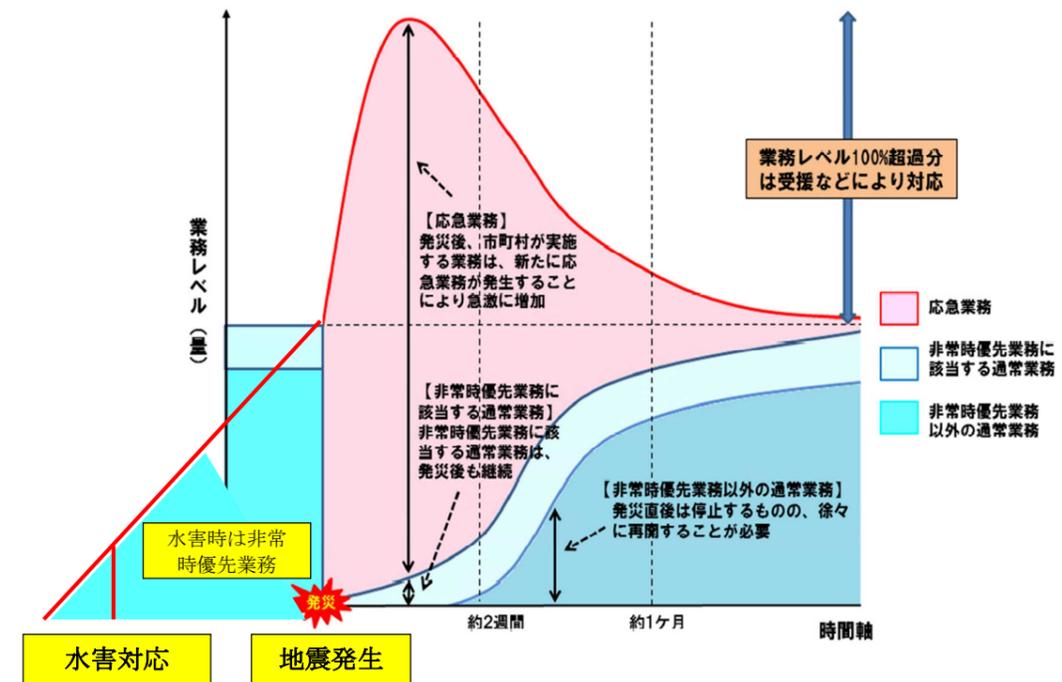
## 第11節 滝川市業務継続計画

P4-55

滝川市業務継続計画  
について記載

### 1 業務継続計画の概要

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模な自然災害（水害・地震）を想定して行政自らも被災し、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。



### 2 業務継続計画（BCP）の策定

#### (1) 市

想定する自然災害は大地震だけでなく、大規模水害時の石狩川滝川地区水害タイムラインの事前行動計画を含め、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じることができるよう「滝川市業務継続計画（重要6要素版）地震・水害対策編」を策定しPDCAサイクルによる改善等に努める。

#### (2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時における企業の果たす役割を十分に認識し、優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

滝川市地域防災計画新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5章 災害応急対策計画 (略) 第5節 避難所救出計画 1 避難計画 (略) (3) 避難勧告及び避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法 (略) イ 伝達方法 (略) (10) ア 避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、また、同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。ただし、本部長が必要と求めるときは、延長することができる。 イ 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。 ウ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 エ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。 オ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(5) 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。 基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。 ○：指定緊急避難場所      ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの ー：指定対象外(対象とする災害が想定されない)</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 (略) 第5節 避難所救出計画 1 避難計画 (略) (3) 避難勧告及び避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法 (略) イ 伝達方法 <u>(下記以外の詳細については、滝川市避難判断・伝達マニュアルによる。)</u> (略) (10) <u>ア 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。</u> <u>イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u> <u>ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。</u> <u>エ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>下記「(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所」～「(16) 北海道(空知総合振興局)に対する報告」については、令和元年に策定した滝川市避難所等変更計画書に基づき、令和2年4月1日から市民への周知猶予期間を持って、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>※「(5) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>」から「(10) <u>福祉避難所</u>」については、滝川市避難所変更計画書(令和元年策定)による。</p> <p><u>(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所(P5-21「避難所一覧表」)</u> <u>ア 指定緊急避難場所</u> <u>災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。</u> <u>災害対策基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。</u> <u>○：指定緊急避難場所      ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの</u> <u>ー：指定対象外(対象とする災害が想定されない)</u> <u>イ 指定避難所</u> <u>指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。</u> <u>ウ 各避難所の収容人数</u> <u>収容人数については、一人当たりのスペースの基本を3.0㎡として算定。</u> <u>なお、大規模災害時の初動期には、多くの避難者の利用が想定されるため、一人当たりのスペースを縮小(最大20%程度)し対応するほか、中空知5市5町防災に関する協定等による広域避難及び災害時における避難所としての施設利用に関する協定に基づき避難者の受入れ先を検討する。</u> <u>(6) 避難所の機能別分類(P5-21「避難所一覧表」)</u> <u>大規模災害の場合は、多数の避難所を開設しなければならないことから、限られた市職員数でそれらの避難所運営を行うためには、効率的で実行可能な運営を図ることが重要になる。</u> <u>そのため、現行の避難所を、市職員が運営主体となり基幹的な役割を果たす避難所、地域住民等の協力を得ながら運営する避難所、さらには地域住民等が運営主体となる自立的な避難所といった</u></p>	<p>5-12 文言追記</p> <p>5-15 開設基準、開設期間の考え方を見直しによる第1項第10号中アの削除 及びイからオまでの1つ繰り上げ</p> <p>5-13～5-18 R3.4.1 差替え用</p>

機能別に、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」とする。

ア 「基幹避難所」(指定避難所・指定緊急避難場所)

基幹避難所は、地域の災害対応拠点として、市職員の常駐及び計画的な物資の備蓄を行い、地域避難所及び自立型避難所への物資補給等の中心としての機能を果たす。

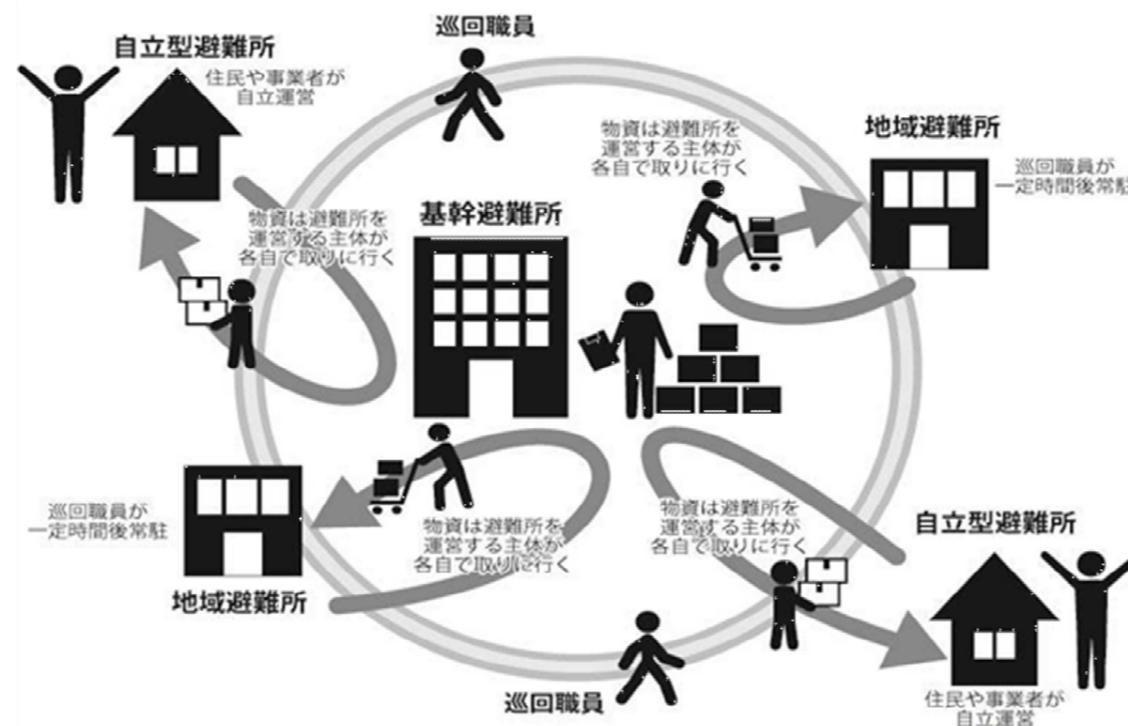
イ 「地域避難所」(指定避難所・指定緊急避難場所)

地域避難所は、指定避難所の内、基幹避難所を除く避難所とし、市職員の支援(巡回)を受け、住民等が運営主体となり、基幹避難所との連携により物資の補給等を行うことで、基幹避難所を補完する機能を果たす。なお、応援職員等が到着次第、職員(国、道、ボランティア等)が常駐する。

ウ 「自立型避難所」(資料編「滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱」)

住民及び民間事業者等が運営主体となり、民間施設等(町内会館、病院、寺社、公共施設など)を活用した、より地域に密着した避難所を自立型避難所とする。

※基幹避難所、地域避難所及び自立型避難所の相関図は次のとおり。



施設名	所在地	指定緊急避難場所			
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
明苑中学校	新町4丁目9番1号	×	—	○	○
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	×	—	○	○
滝川高等学校	緑町4丁目5番77号	×	—	○	○
滝川工業高等学校	二の坂町西1丁目1番5号	○	—	○	○
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	○	○	○	○
滝川第一小学校	一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○
東小学校	文京町2丁目1番1号	○	○	○	○
滝川市スポーツセンター	第1体育館	○	—	○	○
	第2体育館				
滝の川公園	二の坂町東3丁目2番	○	—	○	○
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	○	—	○	○
東滝川地区転作研修センター	東滝川町3丁目1番26号	○	—	○	×
花・野菜技術センター	東滝川735番地1	○	—	○	○
開西中学校	西町3丁目7番12号	×	—	○	○
西小学校	西町6丁目7番17号	×	—	○	○
滝川西高等学校	西町6丁目3番1号	×	—	○	○
江部乙小学校	江部乙町東13丁目1426	○	—	○	○
江部乙中学校	江部乙町1118番地1	○	—	○	○
丸加高原健康の郷(広場等)	江部乙町3949番地14	○	—	○	○

注：今後耐震化する施設については、その都度「地震」における指定緊急避難場所へ指定する。

指定緊急避難場所の開設等

避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている指定緊急避難場所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定し実施する。

(6) 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。

避難対象地区	指定避難所		施設管理責任者	連絡電話番号
	名称	収容人員		
中島町、空知町、新町、花月町	明苑中学校	1,100人	学校長	23-2129
	滝川第三小学校	1,400人	〃	24-6105
	文化センター	1,300人	指定管理者	23-1281
	こどもセンターめもる	400人	所長	24-0792
栄町、大町、本町、	東地区コミュニティセンター	200人	運営委会長	22-2966

避難所一覧表

指定避難所 名称	基幹避難所	地域避難所	地震 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)	指定緊急避難場所 (災害種別)			
			見直し後収容人数 ~20%縮小	見直し後収容人数 ~20%縮小	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事 (敷地のみ)
明苑中学校		○	553~664		×	—	○	○
滝川第三小学校		○	493~590		×	—	○	○
文化センター					×	—	×	○
こどもセンターめもる		○	71~85		×	—	○	×
東地区コミュニティセンター		○	79~95		×	—	○	×
滝川高等学校		○	544~653		×	—	○	○
本町地区 コミュニティセンター		○	79~95		×	—	○	×
中央児童センター		○	294~353		×	—	○	×
滝川工業高等学校		○	342~410	342~410	○	—	○	○
江陵中学校		○	452~542	452~542	○	○	○	○
滝川第一小学校		○	524~629	524~629	○	○	○	○
東小学校		○	401~481	401~481	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター		○	77~92	77~92	○	—	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館		○	378~454	378~454	○	—	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館		○	225~270	225~270	○	—	○	○
三世代交流センター 北地区分館		○	44~53	44~53	○	—	○	×
東滝川地区転作研修センター		○	90~108	90~108	○	—	○	×
花・野菜技術センター		○	82~98	82~98	○	—	○	○
滝川第二小学校		○	509~611	509~611	○	—	○	○
北地区コミュニティセンター		○	71~85	71~85	○	—	○	×
開西中学校		○	409~491		×	—	○	○
西小学校		○	344~413		×	—	○	○
滝川西高等学校		○	807~969		×	—	○	○
三世代交流センター		○	197~236		×	—	○	×
泉町福祉会館		○		64~77	○	×	—	×
扇町地区 コミュニティセンター		○	52~62		×	—	○	×
幸町地区 コミュニティセンター		○	64~77	64~77	○	—	○	×
滝川ふれ愛の里		○	86~103		×	—	○	○
江部乙小学校		○	259~311	259~311	○	—	○	○
江部乙中学校		○	317~380	317~380	○	—	○	○
農村環境改善センター		○	231~277	231~277	○	—	○	○
計			8,074 ~9,687	4,130 ~4,955				

東町、緑町、明神町	滝川高等学校	1,900 人	学 校 長	23-1114
	滝川中央保育所	200 人	所 長	23-2831
	本町地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会	22-5385
	中央児童センター	650 人	保健福祉部	23-3676
二の坂町、文京町、黄金町、朝日町、一の坂町、南滝の川、流通団地	滝川工業高等学校	2,400 人	学 校 長	22-1601
	江陵中学校	1,900 人	〃	24-6156
	滝川第一小学校	2,200 人	〃	23-2219
	東小学校	1,700 人	〃	23-1591
	中地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会	23-1909
	滝川市スポーツセンター	2,700 人	指定管理者	23-4617
	三世代交流センター北地区分館	100 人	運営委員会	23-0622
東滝川、東滝川町	東滝川地区転作研修センター	200 人	運営委員会	28-2141
	花・野菜技術センター	260 人	場 長	28-2800
北滝の川、滝の川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786
	北地区コミュニティセンター	200 人	運営委員長	24-7885
西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学 校 長	23-3549
	西小学校	1,700 人	〃	24-6275
	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341
	三世代交流センター	350 人	指定管理者	24-0500
	泉町福祉会館	150 人	運営委員長	
	扇町地区コミュニティセンター	80 人	運営委員会	23-7623
	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運営委員会	23-7117
	滝川ふれ愛の里	400 人	指定管理者	26-2000
江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学 校 長	75-2404
	江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260
	江部乙地区コミュニティセンター	300 人	運営委員会	75-2585
	農村環境改善センター	800 人	指定管理者	75-2841
	江部乙保育所	100 人	滝川市社会福祉事業団	75-2134

(7) 広域避難場所(大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。)

避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号
全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600㎡	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700㎡	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷(広場等) 126,000㎡	産業振興部	75-5451

(7) 広域避難場所(大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。)

避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号
全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600㎡	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700㎡	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷(広場等) 126,000㎡	産業振興部	75-5451

(8) 水害時における避難所開設の考え方

ア 自主避難所の開設

自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告・避難指示(緊急)」、「【警戒レベル5】災害発生情報」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。

また、停電時の対応は基本的には株式会社北海道電力となりますが、平成29年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。

なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センター(令和2年度見込み)の3か所となっている。

(ア) 避難先の確保

自主避難を行う場合には、親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保することが必要になるが、確保できない場合には市役所に自主避難所の開設要請をし、市では気象状況等を考慮したうえで、必要と判断した場合は開設する。

なお、自主避難所は、避難勧告等が発令された場合と異なり、一時的に開設される避難所であることから災害の恐れがなくなった場合は閉鎖する。

(イ) 自主避難の場合の持ち物

基本的に市からの公的支援は行わない。避難中の食事や生活必需品(着替え、寝具等)は、避難者自身で準備し持参するようお願いする。

(ウ) 自主避難所想定箇所(市職員常駐)

自主避難では小人数の受け入れが想定されることから、自動車避難を前提に最小限の避難所開設とする。

○小規模な被害が想定される場合：滝川市役所

(江部乙地域又は東滝川地域に被害が想定される場合は、農村環境改善センターの開設並びに東滝川地区転作研修センターの開設を検討する。)

○大規模な被害が想定される場合：滝川市スポーツセンター第1体育館

イ 小規模水害時の避難所の開設と運営

小規模災害(市街地等浸水等)時ごとの避難所を指定する。

なお、この指定は、浸水被害等の状況に応じて避難所が変更される場合がある。

市街地における低地帯の浸水予想区域(滝川市地域防災計画第4章 災害危険区域位置図より)

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	東町	88人	東地区コミュニティセンター
2	新町	87人	中央児童センター

地すべり、がけ崩れ等予想区域(滝川市地域防災計画 地すべり、がけ崩れ等予想区域図より)

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	二の坂町	120人	中地区コミュニティセンター

中小河川の予想地区（水防地区）（滝川市地域防災計画 水防区域図より）

水防地区番号	地区町名	河川名	避難者想定人数	想定される避難所
1	有明町	銀川石狩川合流点から1.0km	38人	三世代交流センター
2	西滝川	ラウネ川 石狩川合流点から0.5km	33人	幸町コミュニティセンター
3	江部乙町、 西滝川、 北滝の川	熊穴川 洪水浸水想定区域図	101人	滝川市スポーツセンター 第1体育館
4	東滝川	空知川 石狩川合流点から7.4km	105人	東滝川地区転作研修センター
5	江部乙町 西15丁目	江部乙川 石狩川合流点から1.15km	8人	農村環境改善センター
6	北滝の川 西4丁目	深沢川 石狩川合流点から3.4km	30人	三世代交流センター北地区分館
7	江部乙町 西15丁目	江部乙川 石狩川合流点から2.5km	10人	農村環境改善センター

ウ 大規模水害時（石狩川・空知川の氾濫）の避難対象地区の指定

大規模水害時（石狩川・空知川の氾濫）には、浸水想定区域外の高台附近への避難が集中することが想定される。そのため、各避難対象地区から避難所までの避難距離の一定の均衡が図られるよう、洪水時（大規模水害）対象地区表のとおり避難対象地区と避難所を北ブロック、南ブロック、東滝川、江部乙に分類する。

なお、ブロック分けは、あくまでも避難距離の均衡を目指すものであり、他のブロックの避難所への避難を妨げるものではない。

また、各避難所の運営に当たっては、(6)避難所の機能別分類のとおり、多数の避難所を開設しなければならないことから、効率的で実行可能な運営を図るため、現行の避難所を、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」と機能別に分類し運営する。

洪水時（大規模水害）対象地区表

	避難対象地区	大規模水害時の避難所
北ブロック	本町、大町、一の坂町西、幸町、緑町、東町、西滝川	滝川市スポーツセンター第1・第2体育館、三世代交流センター北地区分館、滝川第二小学校、北地区コミュニティセンター、滝川工業高等学校
南ブロック	泉町、明神町、栄町、扇町、西町、流通団地、花月町、新町、有明町、空知町、中島町	江陵中学校、滝川第一小学校、東小学校、中地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、泉町福祉会館
東滝川	東滝川町	東滝川地区転作研修センター、花・野菜技術センター
江部乙	江部乙町	農村環境改善センター、江部乙小学校、江部乙中学校

(9) 地震における避難所開設の考え方

ア 小規模地震時の避難所の開設と運営

小規模地震時の場合は、避難想定が困難であるが、家屋が被災した場合には最寄りの指定避難所（指定緊急避難所）に緊急的に避難することが想定される。そのため市では、被災状況に応じて避難所を開設する。

イ 大規模地震時の避難所の開設と運営

大規模地震時の場合は、多数の避難所を開設しなければならないことから、各避難所の運営に当たっては、(6)避難所の機能別分類のとおり、効率的で実行可能な運営を図るため、現行の避難所を、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」と機能別に分類し運営する。

(10) 福祉避難所

避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必

(8) 福祉避難所

避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必

要に応じて指定し開設する。

要に応じて指定し開設する。

なお、開設については防災協定による民間施設（5施設）とし、要介護度や施設管理者と協議うえ開設する。

ア 福祉避難所における避難所の開設と運営

(ア) 福祉避難所の開設は、防災協定に基づき事業者に依頼する。

(イ) 基幹避難所での介護者については、支援が必要な度合いにより部屋を決めて受入するなどの対応が求められる。

(ウ) 医師・看護師の巡回、介護士の配置は当面施設職員により対応する。

○医師・看護師の福祉避難所等の巡回については、北海道空知総合振興局滝川地域保健室（以下「滝川地域保健室」という。）に依頼し実施する。

○福祉避難所及び基幹避難所の介護士の派遣にあたっては、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会に要請する。

(エ) 福祉避難所への受入人数が不足の場合については、滝川地域保健室を通じて北海道全体で受入可能な入院施設、福祉施設を紹介いただき、順次対応する。

(オ) ほほえみ工房は、施設のみを提供いただき、市職員が常駐する。

(カ) 福祉避難所への避難者数を抑えるためにも、日ごろから親族等による受入も含めた個人支援プランの作成を促進する。

福祉避難所収容人数

<u>福祉避難所（防災協定）</u>	<u>地震 （耐震化済）</u>	<u>大規模水害時 （浸水想定区域外）</u>	<u>備考 受入可能な要介護度 （参考）</u>
<u>老人保健施設ナイスケアすずかけ</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>要介護1～5</u>
<u>ほほえみ工房</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>※1</u>
<u>サービス付き高齢者向け住宅ゆい</u>	<u>5</u>		<u>要介護1・2</u>
<u>介護付き有料老人ホームあおぞら</u>	<u>5</u>		<u>要介護1～5</u>
<u>滝川市西町デイサービスセンター</u>	<u>10</u>		<u>要介護1～5</u>
<u>計</u>	<u>130</u>	<u>110</u>	

※1 ほほえみ工房は、当該施設の利用のみの協定であるため、介護士等の受入れ体制を整えてからの受入れとなる。

(9) 一時避難場所  
市立小中学校のグラウンド及び駅前広場並びに全ての都市公園を指定する。

(11) 一時避難場所  
市立小中学校のグラウンド及び駅前広場並びに全ての都市公園を指定する。

(10) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理  
ア 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。  
イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。  
ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。  
エ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理  
ア 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。  
イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。  
ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。  
エ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(11) 避難誘導及び避難方法  
ア 避難誘導者  
避難者の誘導は、対策本部救護部、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。この場合に、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うため、必要に応じ民間団体の協力を得るも

(13) 避難誘導及び避難方法  
ア 避難誘導者  
避難者の誘導は、対策本部救護部、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。この場合に、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うため、必要に応じ民間団体の協力を

5-16  
R3.4.1 差替えに伴う  
号の2つ繰り下げ  
同上

同上

のとする。

イ 避難経路の表示  
 避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めるときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により標示板等を設置し、事故の防止を図るものとする。

ウ 避難の順位  
 避難させる場合には、傷病者、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。

エ 避難の方法  
 (ア) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。  
 (イ) 自力で避難できない場合、避難途中で危険がある場合又は病院等の入院患者等の避難については、車両を利用して行う。  
 (ウ) 避難が広域にわたり、大規模な移送を要し、市において対応処理ができないときは、他の市町村等又は自衛隊に対して応援要請又は派遣要請依頼を行う。  
 (エ) 避難に当たっては、避難誘導者は、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。また、市は平常時から現状を把握のうえ、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

(12) 避難所の仮設  
 避難所が使用不能となった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合には、市が指定する他地域へ移送するものとする。ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行うものとする。

(13) 帳簿類の整備  
 避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。  
 また、個人情報の取扱いに充分配慮するものとする。

ア 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。  
 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

イ 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

品 名		単 位		滝 川 市		
月 日	摘 要	受	払	残	備 考	

得るものとする。

イ 避難経路の表示  
 避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めるときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により標示板等を設置し、事故の防止を図るものとする。

ウ 避難の順位  
 避難させる場合には、傷病者、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。

エ 避難の方法  
 (ア) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。  
 (イ) 自力で避難できない場合、避難途中で危険がある場合又は病院等の入院患者等の避難については、車両を利用して行う。  
 (ウ) 避難が広域にわたり、大規模な移送を要し、市において対応処理ができないときは、他の市町村等又は自衛隊に対して応援要請又は派遣要請依頼を行う。  
 (エ) 避難に当たっては、避難誘導者は、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。また、市は平常時から現状を把握のうえ、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

(14) 避難所の仮設  
 避難所が使用不能となった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合には、市が指定する他地域へ移送するものとする。ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行うものとする。

(15) 帳簿類の整備  
 避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。  
 また、個人情報の取扱いに充分配慮するものとする。

ア 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。  
 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

イ 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

品 名		単 位		滝 川 市		
月 日	摘 要	受	払	残	備 考	

同上

同上

- (注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。  
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

ウ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

滝川市

避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備考

~~~~~

|   |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 計 |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|

(14) 道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難所の事前準備及び勧告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- (ア) 発令者
- (イ) 発令理由
- (ウ) 発令日時
- (エ) 避難の対象区域
- (オ) 避難先

イ 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (イ) 収容状況、収容人員
- (ウ) 炊き出し等の状況
- (エ) 開設期間の見込み

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに空知総合振興局長に報告する。

- (注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。  
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

ウ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

滝川市

| 避難所名 | 所在地 | 開設期間 | 実人員 | 延人員 | 開設日 | 備考 |
|------|-----|------|-----|-----|-----|----|
|      |     |      |     |     |     |    |

~~~~~

計						
---	--	--	--	--	--	--

(16) 北海道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難所の事前準備及び勧告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- (ア) 発令者
- (イ) 発令理由
- (ウ) 発令日時
- (エ) 避難の対象区域
- (オ) 避難先

イ 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (イ) 収容状況、収容人員
- (ウ) 炊き出し等の状況
- (エ) 開設期間の見込み

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに空知総合振興局長に報告する。

(略)

[次の第24節 石狩川滝川地区水害タイムラインについては、令和2年度に開催される「第12回石狩川滝川地区水害タイムライン検討会」と同日にて施行する。](#)

[第24節 石狩川滝川地区水害タイムライン](#)

[石狩川滝川地区水害タイムラインは、水害に関する市の災害応急対策計画を補完する。また、当該タイムラインの滝川市地域防災計画の位置づけについては、第4章災害予防計画の第10節 石狩川滝川地区水害タイムラインに記載している。](#)

5-17  
R3.4.1 差替えに伴う  
号の2つ繰り下げ  
及び文言修正

5-81  
タイムライン記載を  
追記

--	--	--



	<p style="text-align: center;"><u>滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第1条 この会の名称は「滝川市水害タイムライン運営協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第2条 協議会は、滝川市において、石狩川・空知川の堤防決壊等の外水氾濫に伴う大規模な水害並びに中小河川氾濫及び都市下水道等の内水氾濫に伴う小規模な水害に備えた「石狩川滝川地区水害タイムライン(事前防災行動計画)」(以下「タイムライン」という。)を踏まえて、関係機関と連携及び協力して、減災を目指すことを目的とする。</u></p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p><u>第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) タイムラインの改善を図ること。</u></p> <p><u>(2) 滝川市水害タイムライン運用マニュアルの改善を図ること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第4条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関をもって構成する。</u></p> <p><u>(会議の招集等)</u></p> <p><u>第5条 協議会には、会長を置き、その職に、滝川市総務部次長(防災担当)を充てる。</u></p> <p><u>2 会長は、協議会の会議を招集し、その議長には会長が当たる。</u></p> <p><u>3 会長に事故がある時は、又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>4 会長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>(アドバイザー)</u></p> <p><u>第6条 協議会には、アドバイザーを置くことができる。</u></p> <p><u>2 アドバイザーは、タイムラインに関する有識者の内から、市長が選出する。</u></p> <p><u>3 アドバイザーは、タイムラインの改善に関して必要な助言を行う。</u></p> <p><u>(オブザーバー)</u></p> <p><u>第7条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。</u></p> <p><u>2 オブザーバーは、北海道内の水防災に関係する機関等から市長が選出する。</u></p> <p><u>(幹事会の構成)</u></p> <p><u>第8条 協議会に幹事会を置く。</u></p> <p><u>2 幹事会は、別表第2の関係機関をもって構成する。</u></p> <p><u>3 幹事会には幹事長を置き、その職には会長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>4 幹事長に事故がある時は、又は幹事長が欠けた時は、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>5 幹事会の招集は幹事長が行う。</u></p> <p><u>6 幹事会は、第2条の目的の推進のため、必要に応じて協議会の会議の円滑な進行のための情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(ワーキング部会の設置)</u></p>	<p>資料編 資料-6 滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱追記</p>
--	--	--

第9条 協議会は、滝川市地域防災計画の災害対策本部設置時における事務分掌の部ごとに掲げる防災行動に合わせて、次のワーキング部会（以下「部会」という。）を設置し、協議会から付託された事項について検討を行う。

(1) 統括部会

(2) 派遣部・消防部会

(3) 救護部・教育援護部・医療部会

(4) 施設部会

2 前項各号の部会の構成は、別表第3に定める関係機関とする。

3 部会の進行は別表3に定める滝川市災害対策本部の班長が行う。また班長に事故がある時は、又は班長が欠けた時は、あらかじめ事務局が指名する者がその職務を代理する。

4 第1項以外の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には他の部会を設置することができる。

(公開)

第10条 会議及び会議配付資料は原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ会長に確認の上、滝川市公式ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、滝川市総務部総務課防災危機対策室に置く。

2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

<u>【構成関係機関名】</u>
<u>滝川市町内会連合会連絡協議会</u>
<u>江部乙防犯協会</u>
<u>陸上自衛隊第10即応機動連隊</u>
<u>北海道空知総合振興局 地域創生部</u>
<u>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部</u>
<u>北海道札幌方面滝川警察署</u>
<u>滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署</u>
<u>滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団</u>
<u>水土里ネットそらち空知土地改良区</u>
<u>中空知広域水道企業団</u>
<u>社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会</u>
<u>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</u>
<u>北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター</u>

	<u>日本赤十字社北海道支部滝川市地区</u>	
	<u>NEXCO 東日本 北海道支社</u>	
	<u>滝川ガス株式会社</u>	
	<u>一般社団法人 滝川市医師会</u>	
	<u>滝川建設協会</u>	
	<u>北海道中央バス株式会社 空知統轄事務所</u>	
	<u>東日本電信電話株式会社 北海道事業部</u>	
	<u>滝川市民生委員児童委員連合協議会</u>	
	<u>國學院大學北海道短期大学部</u>	
	<u>株式会社エフエムなかそらち</u>	
	<u>北海道開発局 札幌開発建設部</u>	
	<u>気象庁 札幌管区气象台</u>	
	<u>滝川市 (滝川市災害対策本部各班)</u>	
	<u>別表第2 (第8条第2項関係)</u>	
	<u>【幹事会】</u>	
	<u>北海道開発局 札幌開発建設部</u>	
	<u>気象庁 札幌管区气象台 気象防災部 防災調査課</u>	
	<u>滝川市 総務部 総務課 防災危機対策室</u>	
	<u>別表第3 (第9条第2項関係)</u>	
	<u>【ワーキング部会】</u>	
	<u>(1) 統括部会 (防災行動の災害活動方針等決定・避難勧告等の発令判断など)</u>	
	<u>滝川市 (災害対策本部各班) 統括班◎・総務班・財務班・企画班・調査班</u>	
	<u>気象庁 札幌管区气象台</u>	
	<u>北海道開発局 札幌開発建設部</u>	
	<u>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部</u>	
	<u>北海道空知総合振興局 地域創生部</u>	
	<u>(2) 派遣部・消防部会 (避難・伝達・誘導、災害時ボランティアセンターなど)</u>	
	<u>滝川市 (災害対策本部各班) 市民対策班◎・防疫清掃班・商工班・農政班・滝川地区広域消防事務組合</u>	
	<u>株式会社エフエムなかそらち</u>	
	<u>滝川市民生委員児童委員連合協議会</u>	
	<u>滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署</u>	
	<u>滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団</u>	
	<u>陸上自衛隊第10即応機動連隊</u>	
	<u>社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会</u>	
	<u>北海道札幌方面滝川警察署</u>	
	<u>滝川市町内会連合会連絡協議会</u>	
	<u>江部乙防犯協会</u>	

	<p><u>(3) 救護部・教育援護部・医療部会 (避難所運営、医療・保健など)</u></p> <p><u>滝川市 (災害対策本部各班) 避難対策班◎・教育対策班・避難所対策班</u></p> <p><u>國學院大學北海道短期大学部</u></p> <p><u>一般社団法人 滝川市医師会</u></p> <p><u>日本赤十字社北海道支部滝川市地区</u></p> <p><u>滝川市町内会連合会連絡協議会</u></p> <p><u>江部乙防犯協会</u></p> <p><u>陸上自衛隊第10即応機動連隊</u></p> <p><u>(4) 施設部会 (道路、公共交通、用排水、輸送など)</u></p> <p><u>滝川市 (災害対策本部各班) 土木班◎・建築住宅施設班・都市計画施設班・下水道施設班</u></p> <p><u>北海道開発局 札幌開発建設部</u></p> <p><u>北海道中央バス株式会社 空知統轄事務所</u></p> <p><u>滝川建設協会</u></p> <p><u>滝川ガス株式会社</u></p> <p><u>NEXCO 東日本 北海道支社</u></p> <p><u>東日本電信電話株式会社 北海道事業部</u></p> <p><u>北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター</u></p> <p><u>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</u></p> <p><u>水土里ネットそらち空知土地改良区</u></p> <p><u>中空知広域水道企業団</u></p> <p><u>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部</u></p> <p><u>備考 進行役は滝川市災害対策本部の班長◎</u></p> <p>別表</p> <p><u>滝川市水害タイムライン運営協議会 アドバイザー、オブザーバー</u></p> <p>表1 (第6条関係)</p> <p><u>【アドバイザー】</u></p> <p><u>東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾一郎</u></p> <p><u>特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道 代表理事 黒木幹男</u></p> <p><u>国土館大学救急救助総合研究所 教授 山崎 登</u></p> <p><u>一般社団法人日本気象予報士会 北海道支部 副支部長 志田昌之</u></p> <p>表2 (第7条関係)</p> <p><u>【オブザーバー】</u></p> <p><u>北海道 総務部 危機対策局 危機対策課</u></p> <p><u>北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課</u></p> <p><u>滝川市内自主防災組織及び町内会</u></p>	
--	--	--

	<p style="text-align: center;"><u>滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>市では、民間事業者や町内会が所有する施設及び避難所となっていない公共施設を、災害時に民間事業者と町内会や自主防災組織が互いに協力し、自主的に運営する「自立型避難所」の登録を受け付けます。</u></p> <p><u>あらかじめ市に「自立型避難所」を登録しておいて頂くことで、市が指定する避難所以外の避難所の情報を市が平常時から把握することができ、災害時に役立てることができます。</u></p> <p><u>また地域によっては、「町内会に避難所がない」、「避難所まで遠い」などのご意見もあり、それらを解決するために「自立型避難所」は有効であることから、登録を受け付けることにしました。</u></p> <p><u>2 対象施設</u></p> <p><u>民間事業者や町内会が所有する施設及び避難所となっていない公共施設とし、避難する市民が身を守ることができる立地や構造等を有する施設を対象とします。</u></p> <p><u>3 申請要件</u></p> <p><u>(1) 自立型避難所として使用しようとする施設の管理者（公共施設の場合は滝川市）と、施設の立地する町内会や自主防災組織との協定や覚書の締結などにより、町内会等が自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していること。</u></p> <p><u>なお、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要です。</u></p> <p><u>(2) 耐震化については1981年（昭和56年）以降の建築物であること。ただし浸水想定区域以外に立地し、水害時のみ使用する建築物の場合は除外する。</u></p> <p><u>(3) 基幹避難所に物資を取りに行くことができること。</u></p> <p><u>4 自立型避難所の運営等</u></p> <p><u>自立型避難所は、施設管理者と施設の立地する町内会や自主防災組織が相互に協力しながら自主的に運営するものであることから、市の職員や他市町村、北海道等の職員の配置は行わない。</u></p> <p><u>5 自立型避難所の登録について</u></p> <p><u>民間事業者及び避難所となっていない公共施設、また町内会が所有する施設を対象に下記により登録を受け付けます。</u></p> <p><u>(1) 提出書類</u></p> <p><u>自立型避難所登録申請書（別添申請様式）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記の受付場所に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 添付書類</u></p> <p><u>自立型避難所登録申請書には、以下の書類を添付して下さい。</u></p> <p><u>①施設位置図</u></p> <p><u>②施設の立地する町内会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書など、町内会等が自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）</u></p> <p><u>③建築年月及び耐震改修工事を行ったことわかる書類</u></p>	<p>資料-11 滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱及び様式追記</p>
--	--	--

(3) 申請書等の受付

受付場所：滝川市総務部総務課防災危機対策室

提出方法：滝川市総務部総務課防災危機対策室に申請書及び添付書類を直接持参してください。

7 申請書等の確認と結果について

申請のあった施設について、市で申請書及び添付書類の内容や災害危険性等を確認し、  
確認結果を送付します。

8 その他

(1) 自立型避難所として登録した施設については、市はホームページ等を利用して市民等に周知を  
図るものとします。

(2) 自立型避難所を開設・閉鎖したときは、市へ連絡して下さい。

(3) 施設の解体などの理由などにより、自立型避難所の登録を廃止するときは、「届出避難所廃止  
届」により市へお知らせ下さい。

年 月 日

自立型避難所登録申請書

下記のとおり届出避難所の登録について申請します。

申請者	事業者または団体名	
	代表者氏名	㊟
	住所	
	連絡先	
自立型避難所とする施設	名称	
	所在地	
	建物年月	_____年 月 <u>耐震改修工事を行っている場合の改修年月</u> _____年 月
	建築物の構造	
	避難所として使用する面積	m <sup>2</sup>
自立型避難所関係者連絡先	①氏名	
	①連絡先	
	②氏名	
	②連絡先	
	③氏名	
	③連絡先	

【記入上の留意事項等】

・関係者連絡先については、施設管理者や町内会長、自主防災組織の会長など、自立型避難所の運営関係者3名の氏名及び連絡先を記入願います。

・建築物の構造は木造・鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入して下さい。

【添付書類】

・施設位置図

・民間事業者と施設の立地する町内会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書等の写しなど、町内会等が自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）

・建築年月及び耐震改修工事を行ったことわかる書類

年 月 日

自立型避難所廃止届

下記のとおり自立型避難所の廃止について届出します。

届出者	事業者または団体名	
	代表者氏名	㊟
	住所	
	連絡先	
届出避難所 とな っている施 設	名称	
	所在地	
廃止理由		

【記入上の留意事項等】

・事実の発生後、速やかに届出して下さい。

建築年月及び耐震改修工事に関する添付書類の例

添付書類1：昭和56年6月以降に建築確認を行った建物の場合

1. 建築基準法に基づく検査済証（写）又は検査済証明書

2. 建築基準法に基づく確認済証（写）又は確認済証明書

など、昭和56年6月以降に建築確認が行われた建物であることを証明する書類

添付書類2：耐震改修により耐震基準への適合を確認した建物の場合

1. 補強設計内容報告書（建築士の記名・押印のあるもの）+工事請負契約書（写）

2. 判定委員会等による補強設計判定書（写）+工事請負契約書（写）

	<p><u>3. 耐震改修法に基づく計画認定書（写）</u>  <u>など、耐震改修により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類</u></p> <p><u>添付書類3：耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物の場合</u>  <u>下記のうち、いずれかの書類を添付してください。</u></p> <p><u>1. 診断結果報告書（写）（建築士の記名・押印のあるもの）</u>  <u>2. 判定委員会等による耐震診断結果判定書（写）</u>  <u>など、耐震診断により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類</u></p>	
--	---	--